

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表七(一)付表二 平二十九・四・一以後終了事業年度分

対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額(別表七(一)付表一「9」)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額(別表七(一)付表一「10」)	各関連法人における損金算入額等の合計額(各関連法人の(7)の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の合計額(各関連法人の(14)の合計額)	特定資産譲渡等損失額(1)-(2)+(4)
・	1	2	3	4	5
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細										
関連法人の名称							支配関係発生日		・	
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併・残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・	
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別			他の関連法人(名称:)・被合併法人等・当該法人							
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額(関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」)	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当額(11)-(13)
				譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失(8)-(9)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((6)と(10)のうち少ない金額又は(19))	控除済金額(他の関連法人の(13)の合計額)	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額((3)-(12))と(11)のうち少ない金額	
・	・	内	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・	内								
・	・	内								
・	・	内								
・	・	内								
計										

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算										
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額がある場合						特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額		
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額(6)	特定資産譲渡等損失額(10)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((15)と(16)のうち少ない金額)	(17)のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額((21)の金額を(17)の古いものから順次振当)			(20)に金額の記載がある場合にあつては0、(21)に金額の記載がある場合にあつては(18)		
・	・	内	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・	内								
・	・	内								
・	・	内								
計										

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時ににおける時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細										
時価純資産超過額((27の①)-(33の①))-(27の②)-(33の②)			20	円	簿価純資産超過額((27の②)-(33の②))-(27の①)-(33の①)			21	円	
資 産					負 債					
名 称 等		時 価	帳 簿 価 額		名 称 等		時 価	帳 簿 価 額		
		①	②				①	②		
		22	円	円			28	円	円	
		23					29			
		24					30			
		25					31			
		26					32			
計		27			計		33			

別表七(一)付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第112条第5項第1号(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する場合に該当する場合又は平成29年改正前の令(5において「平成29年旧令」といいます。)第112条第5項第1号(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する場合に該当する場合に記載します。
- 2 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細」の各欄は、関連法人(令第112条第7項に規定する関連法人をいいます。以下同じ。)を被合併法人とする同項に規定する合併等前二年以内適格合併が法第57条第3項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する共同で事業を営むための合併として政令で定める適格合併に該当する場合には、当該関連法人(同条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合には、当該みなされた欠損金額に係る他の関連法人を含みます。)については、記載しません。
- 3 「関連法人対象事業年度の欠損金発生額
 〔関連法人対象事業年度のそれぞれの
 別表七(一)「当期分の青色欠損金」〕⁶」及び
 「関連法人対象事業年度の欠損金発生額¹⁵」の各欄の内
 (6)
- 書には、法第57条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合に、令第112条第5項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに当該みなされた金額に係る他の関連法人の「11」の金額を合計した金額を記載します。この場合において、
 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額
 ((6)と(10)のうち少ない金額)又は(19)¹¹」及び
 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹⁷
 ((15)と(16)のうち少ない金額)」
- の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額をそれぞれ「6」及び「15」の金額から控除して計算します。
- 4 「当該関連法人における損金算入額等7」は、令第112条第7項に規定する関連法人対象事業年度に生じた同項第2号に規定する欠損金額のうち、当該関連法人において法第57条第1項の規定により令第112条第7項に規定する前9年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったもの並びに法第57条第4項、第5項又は第9項の規定により当該関連法人の同条第2項に規定する未処理欠損金額に含まないこととされたものの合計額を記載します。
- 5 「譲渡等特定事由による損失の額の合計額8」及び「譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額9」の各欄は、当該関連法人が令第112条第7項に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産(令第123条の8第3項第1号から第5号まで《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》)に掲げる資産に該当するものを除きます。)又は平成29年旧令第112条第7項に規定する支配関係発生日において有する資産(平成29年旧令第123条の8第3項第1号から第5号まで《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》)に掲げる資産に該当するものを除きます。)について生じた令第123条の8第4項に規定する譲渡等特定事由による損失の額の合計額及び当該資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を記載します。この場合において、各欄に記載した金額の明細を別紙に記載して添付します。
- 6 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算」及び「関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、法人が当該関連法人につき令第113条第8項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》(同条第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 7 令第112条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する関連法人対象事業年度以後の事業年度に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠損事業年度(以下「災害欠損事業年度」といいます。)がある場合の記載は、次によります。
- (1) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹¹
 ((6)と(10)のうち少ない金額)又は(19)」(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「6」の金額から控除して計算します。
- (2) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹⁷
 ((15)と(16)のうち少ない金額)」(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七の(一)「15の③」の金額を「15」の金額から控除して計算します。